
書評『捕鯨問題の歴史社会学—近現代日本におけるクジラと人間—』

渡邊洋之 著 東信堂 2006年9月発行、222ページ

森川 純

酪農学園大学教員・アデレード大学客員研究員（会報掲載時）

国際政治経済学・日本外交論・日本—第三世界関係論

“外交交渉を担当しているが、9割は国内での仕事といえる。国民の声を受けて仕事を進めているので、みなさんの捕鯨への支持や新聞への投稿などが力になっている。

自分自身はクジラ問題について、原理原則を大切に、受け身ではなくむしろ積極的に日本の考えを主張している。ぜひ、これからもさまざまな角度からのご支援をお願いしたい。”

この言葉は、2002年2月23日に東京の銀座で開催されたシンポジウム「捕鯨の伝統と文化を考える」にパネリストとして参加した水産庁参事官の 小松正之氏から寄せられたものである。

ちなみに小松氏は、“国際交渉の最前線で日本の主張を世界に発信している”、と紹介されている人物である。

パネリストとしては、他にエジプト考古学者の吉村作治氏、俳優の浜畑賢吉氏、文化人類学者の森田勝昭氏が出席。司会はジャーナリストの木元教子氏が務めた。

同シンポジウム（大日本水産会、全漁連、日鯉連、日本鯨類研究所など水産関係の31団体で結成されたIWC下関会議推進協議会主催・水産庁後援）は、“今年5月、下関で開かれる国際捕鯨委員会（IWC）年次会議に向けて、広く一般市民にクジラ問題について理解してもらうキャンペーン活動の一環。”として開催されたものであった。（引用箇所は、海の幸に感謝する会、「News 海の幸」、No38、2002年、参照）

興味深いのは、日本でクジラをめぐる問題について議論される場合、以下に要約するような一種の定型化なり議論の巧みな囲い込みが見られることである。

つまりクジラ問題とは、第一に、捕鯨問題であるとされる。つまり“クジラを捕え、食材等として無駄なく利用する日本に古くから伝えられている固有の「伝統」や「文化」を継承・発展させることである”と主張される。

第二に、だがそうした“日本の誇るべき「伝統」や「文化」が理不尽な欧米諸国による捕鯨反対運動によって危機に直面させられている”と説明される。

従って第三に、“日本が行うべきは、いわれなき批判や反対には毅然とした態度でNOと言いつつ伝統ある捕鯨と鯨食文化を再興するために官民一致で協力すべきである”と訴えるのである。

第四は、均質で単一の存在としての“日本”なり“我が国”という表現が多用されていることである。

だがそうした主張や論理は、客観的事実によって裏付けされ、論理的にも整合性を持つので

あろうか。それとも 1982 年の IWC のモラトリアム決議後も捕鯨の維持にこだわって来た水産庁当局者の主張と立場を補強し正当化するために都合良く構築された、いわば「政治神話」(Political Myth)に近いものなのであろうか。

第四の側面について補足すれば、冒頭で紹介した小松氏の言葉、むしろ積極的に“日本”の考えを主張している、が象徴するように、日本の国民は捕鯨の維持と推進で合意しており小松氏は、そうした国内のコンセンサスを代弁する形で国際社会に主張している、ということとなる。だがそれは、実態を反映しているのであろうか。

言い換えれば、捕鯨問題の捉え方や対応に関して日本国内が実際のところ“一枚岩”的にまとまっているのであろうか。

それではなぜ水産庁が支援する IWC 下関会議推進協議会が“広く一般市民にクジラ問題について理解してもらおうキャンペーン活動”を推進しなければならないのであろうか。

“外交交渉を担当しているが 9 割は国内での仕事といえる”、という小松氏の率直な発言自体が示すように、国内世論の強力な理解と支持を受けて外交交渉に臨みたいものの、国民一般は必ずしもクジラの問題に関心があるわけでもなく、クジラ問題を捕鯨の維持と推進問題と同義であると理解して積極的に支持する状況にないことが伺える。

ちなみに捕鯨問題に対し水産庁は次のように言う。“我が国は、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続的利用という基本方針で捕鯨問題に臨んできており、今後もこれを堅持することとする。具体的には、改訂管理制度 (Revised Management Procedure、RMP)の完成、沿岸小型捕鯨地域への捕獲枠確保、鯨類捕獲調査の維持・充実に向けて、IWC における我が国の支持国の拡大に努めることとする。” <http://jfa.maff.go.jp>

ここで重要と思われるのは、水産庁当局者の国策として捕鯨をあくまでも維持・推進する、という強い政治意思の存在であろう。また国民の「総意」がフィクションのそれに近くとも、白紙委任を国民から受けたように堂々と「我が国」という表現を使用してはばからない水産官僚の独善的な思考行動様式が存在である。民主主義国の政治とは、民意に基づく政治であろう。外交も同様である。それは、最近のタウンミーティング騒動で示された「脚色、演出された世論」に基づく政治・外交ではないはずである。

確かなことは、まず上記のパターン化された主張や論理—その主たる発信源は、水産庁及びその強い影響下にある日本鯨類研究所であり、(小松正之編著 『くじら紛争の真実—その知られざる過去・現在、そして地球の未来—』地球社、2001 年はその好例) が学界の一部やマスメディア一般から、“お墨付き”を得ることで日本国内に関する限り支配的な思潮を形成するに至った現実があることである。

興味深い事実は、捕鯨擁護論への国民的な支持を得る手段として民族主義的な感情やプライドをセンセーショナルにかきたて利用する、といった操作的、誘導的な広報戦術、例えば、“冷静で

科学重視の日本”対“非論理的で人種差別主義的でさえある欧米”や“伝統ある日本の鯨食文化が危機にさらされている”といった言葉や表現が意図的に織り込まれ活用されてきていることである。

その結果として、冷静かつ客観的にクジラをめぐる問題について率直で建設的な討議を行うこと自体が容易でない知的状況がこの島国に立ち現れている。

もっとも、狭小で近視眼的な国益論と民族主義的な熱情に支えられた捕鯨擁護論は、日本のマクロ的で長期的な国益—国際社会における政治大国としての地位や役割やイメージの確保—の実現を阻害する要因として立ち現れる可能性が大きい、というジレンマを抱えている。

この点に関して言うと、日本の対外政策の形成と実施に第一義的責任を負っている外務省は、捕鯨問題での水産官僚の言わば「関東軍」的な独走をチェックする責任と義務を国民に対して持つ。例えばそれは、経済大国で政治大国を目指す日本が、たかだか数千トンの鯨肉を得ることを国策として追求する意味や価値について外務省としての意見や判断をきちんと示すことである。

また国益や愛国をことさらに主張することが皮肉にも逆の結果をもたらす場合があることを外務官僚は、丹念に説明し納得してもらうように努力する必要がある。

だが国会内での捕鯨議員連盟の支援をバックに発言力を強化した水産官僚の攻勢が1990年代以降強まるにつれて外務官僚は、事実上のダンマリを決め込むのである。

水産庁主導の捕鯨外交がこうして可能となる。だがそれは、「二元外交」なり一省庁による外交の“ハイジャック現象”とも形容され得る不健康で憂慮すべき事態をもたらすのである。

従って、クジラをめぐる議論を多面、総合、長期的な視点から再検討することは、学問的のみならず現実政治的にも大きな意味合いを持つことになる。

前置きが長くなってしまったが、それは、上記の日本における支配的な思潮の存在と重ねることによって本書の刊行が持つ清新さと大きな意義を浮き彫りにしたかったからである。

本書は、環境史、環境社会学を専攻とする著者が2002年に京都大学に提出した博士論文、『近現代日本におけるクジラと人間のかかわりに関する歴史社会学的研究』を加筆修正したものである。

本書執筆の背景や動機について著者は次のように記す。

“クジラ”という言葉を知り、現在の日本に生きている読者は何を思い浮かべるだろうか。真っ先に思い浮かべるのは、いわゆる捕鯨問題についてであろう。—中略—

しかしそこで伝えられていることは、特に1987年末よりの捕鯨モラトリアム以降の、捕鯨をめぐる国家間の対立構造であり、そしてその構造内における、捕鯨の実行を強く望む日本の主張や立場についてである。—中略—

あるいは年輩の方であれば、食卓に並んだり、また学校給食として出されたりした、鯨肉のことを思い出すであろう。そしてこの経験と記憶が、今日なされている「捕鯨禁止は欧米による日本への文化的押し付け」という主張に、漠然とした説得力をもたせているのかもしれない。本書

は最終的には、この捕鯨問題に対して一つの意見を述べるものとなっている。ただしそれは、自然科学的な事実を評価することでなされているわけではない。私が選んだのは、クジラと人間のかかわりの歴史をあきらかにしていくことである。なぜ歴史なのだろう。それは、前述した対立構造を脱していくためである。そのためには、自らの正当性を強力に打ち出すのに躍起になるのではなく、今一度冷静になる必要がある。冷静になるということは、自らの立場を相対化してみる、あるいは客観視してみるということであり、それは内省という作業が伴うことになろう。

この内省という作業は、過去の一つ一つの出来事を振り返って、それらについてじっくりと考察していくことであるはずである。そして私は、この考察に際して、社会学的な分析枠組みを用いることにしたのである。 —中略—

私があらがおうとしているのは、一人一人の経験と記憶ではなく、むしろ様々な力がそれを一人一人から奪い去ることによって構築することとなった、集合化されている経験と記憶である。

そしてこの集合化されている経験と記憶は、捕鯨問題においては、日本の「伝統」や「文化」と名付けられている。

ゆえに本書は、捕鯨擁護の本でもなければ、反捕鯨の本でもないと言える。この本はそれらのようなものではなく、一人一人の前に一つ一つの出来事とその解釈を示すことで、集合化された立場から脱し、これからのかかわりについてともに考えていくことを、呼びかけるものなのである。” 「はしがき」より

“ともあれ、我々の見聞きしている「捕鯨問題」は、このような想像力が入りこむことを、許さないようなものになっているように思える。それは人々の感情の動きが無視されているということではない。人々の感情の動きは、組織化され、固定化され、制度化されることで、むしろ積極的に「捕鯨問題」の議論の中へ組み込まれようとしている。

排除されているのは、他の人々の感情の動きを想像することで、一つのものに固められた自らの感情を、開かれたものにしようとすることである。そのように感情の動きを開いていくために、といってもよいだろう。捕鯨問題は、今ここで分析されなければならないのである” 序章（5頁）

自明とされる事柄に敢えて分析のメスを入れることで新たな判断材料や展望を提示する作業は、容易ではなくリスクも高い。

しかし豊かな構想力と綿密な実証分析に支えられた本書は、狭く、硬直化した議論の土俵自体の持つ問題的側面を浮き彫りにすると共にクジラをめぐる問題に対する「百家争鳴」状況を招来する上で大きな貢献を行う、と判断される。

その影響は、捕鯨をめぐる国際的な議論にも及ぶものと考えられる。というのは、日本国内で支配的地位を確立した捕鯨擁護論やそれを支える「伝統」や「文化」といったキーワードが国際社会での議論の方向や中身に対しても影響を及ぼしていると考えられるからである。

本書の英文タイトルは、A Historical Sociology of the Whaling Issue : Relationship between Whales and Human Beings in Modern Japan である。一日も早い英訳版の刊行が望まれる。

本書は以下の構成でテーマに接近を試みる。

考察の焦点は、近現代日本におけるクジラと人間について語られる時に大前提とされてきている基本認識の正当性の有無を再検証し、率直かつ建設的な議論を導くために必要な新たな知的パースペクティブを提供することにある。

はしがき

序章 本書の課題

第1章 近代日本捕鯨業における技術導入と労働者

第2章 経験の交錯としての暴動

—「東洋捕鯨株式会社鯨事業場焼き打ち事件」の分析—

第3章 クジラ類の天然記念物指定をめぐる

—産業としての野生生物の利用を考える—

第4章 近代日本における鯨肉食の普及過程

第5章 「乱獲の論理」を探る

—捕鯨関係者の言説分析—

終章 捕鯨問題における「文化」表象の政治性について

あとがき

引用文献その他

索引

第1章では、近代の日本捕鯨業における技術の導入過程に対する史的究明を、技術導入を実際に担った捕鯨会社の労働者の構成分析を織り交ぜて行う。

その狙いについて著者は次のように記す。“人類学者の高橋順一は、「捕鯨文化」という考え方をを用いて、この技術の導入過程に関わる議論を行った。

高橋は、網捕り式捕鯨と大型沿岸捕鯨・母船式捕鯨を、主に捕獲活動と処理活動の技術の部分で比較して、その連続性を言うことで日本の「捕鯨文化」の連続性を、つまり網捕り式捕鯨と大型沿岸捕鯨・母船式捕鯨の連続性を主張した。そしてこの、「様々な歴史的変化の中でも、基層をなしている不変の文化が存在する」とするような高橋の考え方は、いわゆる捕鯨問題に際して日本国内で支配的であった、「捕鯨は日本の伝統文化」という主張を補うものであったと言える。ではこの考え方は、はたして射的を射たものと言えるであろうか。”(17頁)

著者は、先ず文化概念を再検討した後、日本の捕鯨業の史的発展過程を5期、(1896年迄の時期、1897年～1908年、1909年～1933年、1934年～1941年、1942年～1945年)に分けて背景や担い手や方法や対象地域などの側面から鳥瞰図を提示する。次いで捕鯨を業として成立せしめた階序的な分業体制とその内実、さらに技術導入過程に焦点を置いて網捕り式捕鯨時代とそれ以後、特にノルウエー式・母船式捕鯨の時代、との比較を綿密な実証分析を通じて行う。

結論として著者は次のように記す。

“近代日本の捕鯨業は、当時の日本の拡張主義的な方向性を背景として、国籍というもので分けられた様々な人々の混成と様々な技術の混成により、これまでの捕鯨とは全く別なものとして形作られていくという過程の中にあつたのである。ゆえに、「文化」を全体性と連続性を有するものとして定義するのであれば、技術導入というものの側面から見たときに、日本の捕鯨業の活動を「捕鯨文化」と表象し、それを日本の「伝統文化」とすることの正当性は、確保されていないと考えられるのである。”(51頁)

第2章では、新たにノルウエー式での捕鯨業が“展開されるようになった地域で生活していた人々、とりわけその地で漁業を営んでいた人々は、クジラを捕るという行為を目の当りにして、何を考え、どのように対応したのであろうか。”を探ろうと試みる。

著者は、千葉県の銚子、石川県の宇出津、宮城県の鮎川などで当時、起こった捕鯨反対の動きに読者の注意を喚起しつつ、青森県の鮫村での1911年の東洋捕鯨による操業開始を契機に勃発した「東洋捕鯨株式会社鮫事業場焼き打ち事件」を手がかりに課題に接近する。

結論として、クジラと各地の漁民との間に存在していた様々な見方、考え方、対応、例えば鮫村の漁民の間では、“クジラをイワシ漁に恩恵をもたらす神とする生活常識があつた。”(83頁)ことを明らかとすると共にそうした生活常識自体が、明治国家を背景とする近代捕鯨業の発展の衝撃波によって変容、忘却、平板化させられ、クジラを捕獲し解体していくことが昔からの日常であるかのように漁民自身によって思われ、語られるに至った構図や経緯を綿密な資料分析を通じて報告する。

第3章では、クジラ類の天然記念物指定をめぐる浮き彫りにされた野生生物保護の理念、制度、政策と産業としての野生生物の利用問題との相互作用や結果について時期的には戦前期、対象としてはスナメリとコククジラ、地域としては植民地支配化にあつた朝鮮半島をまた視野に入れつつ史的レビューを試みる。そうした作業のいま一つの目的として著者は、次のように述べる。

“と、いうのも、クジラ類については、いわゆる捕鯨問題としてその保護をめぐる議論が広範囲かつ突出したかたちで交わされてきており、よって、それを振り返ることで、現在の野生生物保護一般の議論に対しても、何らかの有効な論点を提供できるのではないかと考えられるからである。”(91頁)

広島県の阿波島、白鼻岩周辺の海面は1930年に「スナメリクジラ廻遊海面」として天然記念物に指定される。保護指定の理由として、著者は、鏑木外岐雄氏の調査報告を引用する形で次のように述べる。“本州沿岸がスナメリの分布北限にあたり、ゆえにそれが学問的に見て重要であるからであり、もう一つが、この地の漁民が「スナメリ網代」と呼べるような漁法を行っており、ゆえにスナメリを保護することが「漁業上肝要なこと」であるからである。”(96頁)

著者は、「漁業上」ということに3つの意味が含まれているとして、「スナメリ網代」そのもの

が、独特な珍しい漁法であること、この漁法を行うためにはスナメリが必要不可欠であり、保護する必要があること、スナメリと漁民とのかかわりの中で生まれたスナメリに対する信仰の存在を指摘する。

この最後の側面は、第2章で検討したクジラと漁民との様々な関わりが存在を改めて読者に考えさせるものとなっている。

コククジラの天然記念物指定をめぐるの考察は、当時日本の植民地統治下にあった朝鮮半島沿岸での巨大・独占捕鯨会社、東洋捕鯨によるコククジラを主たる対象とした「資源」収奪的捕鯨と関連づけて行われており注目される内容となっている。

結論として、産業としての利用のために野生生物を保護する理念と現実 —天然記念物としての指定もその文脈でなされた側面が見られる— には、大きなズレが生じざるを得なかった。その原因は、“一つはそもそも産業として野生生物を利用していくために、「資源」を保護していこうとすることは、発想としてはあるものの現実としてはそのような「歯止め」を許さないものであったというように、先に述べた、産業としての野生生物の利用という経済活動と保護というもののそのものの両立の困難性に、求めることができるのではないかと考えられる。

もう一つは、コククジラが主に植民地で捕獲されたことに関係していると思われるものである。すなわち、植民地を支配する側の拡張主義的な思考として、そこで利用出来るものは利用尽くし、そして「資源」が枯渇した場合には代替地を探し求めていく、という考え方があったのではないか、ということなのである。”(107頁)

第4章では、捕鯨擁護論の支柱の一つとして1980年代後半以降、水産庁などによって広く流通されるようになった“日本人は昔からクジラを食べてきた”という「伝統食文化」論、「国民食文化」論を俎上に載せる。

まず著者は、“確かに鯨肉食は歴史的には古いが、全国かつ日常的に日本人が鯨を口にするようになったのは第二次大戦後であること、また、鯨食を「日本民族」という極めて曖昧で、高度に政治的な言葉に結び付けることの危険性を指摘しておかなければならない”(116頁)という森田勝昭氏の主張を紹介した上で日本における鯨肉食の普及の過程それをもたらした要因について多面的、実証主義的に考察する。

まず鯨肉食は、網捕り式捕鯨が行われていた地域とその周辺での、“局地的な現象に過ぎなかったのではないか”(117頁)と述べる。

そうした状況が変化し全国的な現象となったのは、19世紀末から20世紀始めにかけてのノルウェー式捕鯨の導入と1909年の東洋捕鯨という捕鯨業を独占的に行う会社の誕生をきっかけに捕鯨業が一つの大きな産業となったことが要因としてであると指摘する。

以上の指摘には、関西(阪神)地方における鯨肉の流通、消費に関する歴史分析や捕鯨会社側の販路拡大への様々な取り組みの事例紹介が続く。

鯨肉食を全国的に普及させた要因として著者は、捕鯨業と近現代の日本の対外戦争との関係と

その影響、(含、鯨の缶詰の生産と普及)についても読者の注意を喚起する。

本章ではまた伊豆川浅吉氏が1941年に実施したと考えられるアンケート調査を手がかりに鯨肉食普及の時期と程度・拡がりについて綿密な検証作業を行っていて注目される。

結論として著者は、次のように記す。“以上のことより、森田の指摘のとおり、全国的かつ日常的にクジラを食するようになったのは、第二次世界大戦後であったということが言えると考えられるのである。そして、鯨肉食は「日本民族」の伝統的食文化であるなどとする言説は、説得的でないことも確認できるのである。”(138頁)

第5章では、まず第二次世界大戦後の日本の南極海及び沿岸、とくに北海道の道東沖を舞台とする大型捕鯨と小型捕鯨の展開を、IWCによる規制強化や鯨肉の国内消費動向や水産庁の業界指導に対する分析と織り交ぜて浮き彫りにする。

明らかとされたのは、捕鯨が拡大均衡から一転して縮小均衡へと急激な変動を余儀なくされたことである。

著者の関心は、従って“近現代を中心とした捕鯨関係者の言説を取り上げることで、「乱獲の論理」に迫る”(143頁)ことに向けられる。

著者が本章で検討の対象としたのは、1840年に『小川鳴鯨鯢合戦』を著わした豊秋亭里遊であり、1910年1月13日に東洋捕鯨社長の岡十郎によってなされた談話であり、1942年に『捕鯨』を著わした馬場駒雄であり、1959年に日本水産取締役であった宮田大が毎日新聞の「私の意見」に寄せた見解である。

とくに著者は、日本の近代捕鯨が取り込んだ論理を象徴的に反映するものとして岡十郎の「永久無尽説」と馬場駒雄の「独占」論に紙数を割く。

前者の「永久無尽説」とは、“その水産物の食物となるものさえ生じているならば、たとえある漁場においてそこにこれまで生息していた「母魚」を捕獲尽くしたとしても、他の場所より同一種が移動してくるために、その漁場は永久に存続する、というものである。”(159頁)

後者の「独占」論について著者は次のように要約する。“自らの利益を最優先する国家間の対立はいかんともしがたいので、国家間の競争の中で日本が利益をあげ続けていけば、利益をあげることができない国は退いていき、最終的には捕鯨は日本の独占となり、そうなればあたかも東洋捕鯨誕生後の日本国内のようなかたちで、他国の利害に関係なく規制を行うことができる、と考えているのである。”(165頁)

このような楽観的で自国中心主義的な捕鯨論は、第二次世界大戦後の捕鯨再開の新たなうねりの中でどのような展開を遂げたのであろうか。

著者は、戦後においてもクジラの減少や乱獲という事実を「触れてはならない」、「語ってはならない」、従って公には、「語られない」という事実の存在に注目する。

そうした仲間内の論理は、さらに捕獲統計の操作、改ざん、隠蔽などの問題行動さえ直視せず、語らない状況をもたらすのである。

この点に関して著者は、捕鯨業界の中枢に自ら身を置いていた近藤勳氏の自省の言葉を引用す

る。“「捕鯨業従事者にとっては、鯨資源が枯渇あるいは減少が事実であっても、潮流の変化、鯨の餌料不足、水温の変化、沖合に鯨が出た（移動した）、等々を理由に挙げるもので、鯨資源枯渇という言葉そのものが禁句なのである」「日本の捕鯨業界は古来から鯨資源の保護に無関心であるのみならず、捕獲減少による原因の追究を怠り、ただ営利のみに重点を置き鯨の廻遊が少なくなっても絶対に資源が減少したと言わず、またこれを語ることは捕鯨人の禁句でもあった」（167-168 頁）

終章では、近現代日本におけるクジラと人間の歴史をめぐる議論を「複数のかかわり」と「かかわりの単一化」という観点から再構成することの学問的、現実政治的意味合いを改めて提起する。

最後に、「かかわりの単一化」現象に日本内外で無視し得ない関与と知的、政治的影響を与えてきた M. M. R. フリーマン氏や高橋順一氏の主張を「捕鯨文化論」と定義しつつ批判・分析的に考察する。

例えば、フリーマン氏の「捕鯨文化論」では、歴史性を強調するものの、“過去との連続性が誰によって、なぜ、どのように形づくられたのかということ、すなわちそれがいかなる力学のもとで形成されたか”について不問にする姿勢が俎上に載せられる。

具体的にはそれは、日本の沿岸捕鯨の歴史的発展の考察から、日本による植民地支配と収奪の一環として展開された朝鮮半島沿岸での捕鯨が考察の対象から外されていること。

“網捕り式捕鯨崩壊後の日本の捕鯨の再生は、朝鮮半島沿岸から始まったと言える”（185—186 頁）事実があるにもかかわらず。

また“捕鯨会社とその地において漁業を営んでいた人々との間に軋轢や衝突が生じていたという事実も無視していることが、二つ目の問題点としてあげられる。

フリーマンらは「文化」を、「伝統」的な「共有された知識」とした。この定義に従うのであれば、捕鯨に反対した漁民たちの観念や思考も、一つの「文化」ということになるだろう。だが当時の漁民らの、クジラは漁業の対象となるイワシなどを追いかけることで、それらを沿岸に導いてくれるなどの考えは、実際捕鯨会社などによって根拠がなく「迷信」であるとされ、結局そこにもう一つの「文化」、すなわち「捕鯨文化」が植え付けられたのである。”（186 頁）

フリーマン氏らの主張が内包するいま一つの問題は、「捕鯨文化」が、日本という国家や民族全体を包摂するものとして打ち出されていることである。

彼らの主張は、日本の小型沿岸捕鯨コミュニティの歴史や文化や経済・社会に対する研究から導かれたものである。だが日本列島に散在するに過ぎない「点」、その点を結んで出来た細く長い「線」、さらに点と線が交差して出来たまばらで頼りない「面」からどうして次のような一般化を安易に導く事が出来るのであろうか。

“そして、日本人が鯨を食べることに対する批判は、日本の文化そのものに対する攻撃だとさえ感じている。それゆえに捕鯨問題は、今日、日本人全体の民族的象徴ともなっているのである。”（185 頁）

著者は、そうしたフリーマン氏らの主張が内包する問題性のルーツを、“近現代日本の捕鯨業の歴史展開を的確におさえられないがために、無理が生じてしまっている”（193 頁）こと、及び“その研究が日本の捕鯨を擁護するという政治的目的によってなされている”（186 頁）ことに求めるのである。

結語では、日本におけるクジラと人間との今後のかかわりについての展望と事態打開のための基本姿勢と具体策を提起する。基本姿勢では、（1）「資源」を維持するという意味ではなく、環境を守るという意味において、「野生生物を守る」ということ、（2）クジラと人間との複数のかかわりを維持する（197 頁）ことの必要性を指摘する。

具体策では、“鬼頭秀一氏や小原秀雄氏の主張する領海内での小型沿岸捕鯨、あるいはミンククジラについての捕鯨は認めるが、南極海での捕鯨は停止”（197 頁）が代案例として提起される。もっともこの代案導入の前提として、“乱獲を含むこれまでの日本の捕鯨業の拡張主義的な展開に対する、明確な反省の表明”（198 頁）及び“沿岸捕鯨を行う地域において鯨肉などの生産物を地域外に出す量を制限するなどの、流通に対する規制”（199 頁）の必要性がワシントン条約でのクジラ規制の強化と共に提起される。

そうした提案は、“経済力にものを言わせて世界中の水産物を収奪するのではなく、荒廃した沿岸での漁業を再生するかたちで行うという、水産業全体に求められていると考えられるあるべき姿の、それへの流れの一つということになるだろう。”（199 頁）というマクロ的で長期的な展望の提示と共に行われるのである。

ちなみに評者も、捕殺と副産物の大量生産・大量持ち込みに重点を置く南氷洋や北太平洋での調査捕鯨は中止（非致死的方法での調査は、国際的で中立的な学術研究機関と連携しつつむしろ拡大強化）する一方で伝統的に小型鯨類を対象にした捕鯨を行ってきた地域での対象種、漁期、海域、方法などに制限を課した小規模捕鯨は、代案として検討され得ると考える。

しかし「クジラを殺して利用する」発想・対応から軸足を「生かして多面的に利用する」発想・対応へ移行させることも今後より積極的に視野に入れる必要があるだろう。

環境、教育そして地域の多様な人々を担い手としてまた彼等にその経済的成果が還元されることをキーワードとする「クジラを生かして利用する」選択肢（例、ホエール・ウォッチング、ドルフィン・ウォッチングを柱とする地域振興政策）の場合は、水産庁のみならず環境省、文部科学省、国土交通省、経済産業省、財務省などの関与と公的支援を期待することが出来よう。

なお深刻な在庫問題を前に水産庁や日本鯨類研究所や共同船舶などによって実施されて来ている日本国内での鯨肉消費促進キャンペーンは、（鯨肉の学校給食への政策的再導入計画を含む）当然のことながら中止される必要がある。

最後に労作であることを承知の上で本書に対する若干の建設的な批判なり注文を提起しておく

たい。

本書の目的は、日本におけるクジラと人間をめぐる関わりを歴史を掘り起こし、新たな歴史的パースペクティブを提起すること、さらにそれにより捕鯨との関連ですべてを語り擁護するような思想潮流に一石を投じることで議論の幅を拡げ実り多いものとするにありとされる。従って本書での批判・分析の焦点が、捕鯨を日本の伝統や文化として描き出し擁護する「捕鯨文化論」に向けられたことは容易に理解出来る。

ただ相手の土俵で敢えて相撲を取った結果として、残念ながら論及不十分な側面が散見される。

それらには、例えば、日本における捕鯨の歴史的展開の考察に関する部分である。日本の捕鯨の歴史、とくに商業捕鯨のそれを考える場合には、網捕り式捕鯨時代の古式捕鯨と、1897年のノルウエー式捕鯨の導入以降の近代捕鯨との間における質的相違（例えば、地域共同体を担い手とする沿岸部での小規模で季節と対象種を限定した捕鯨とその生産物を地元で自家消費する一方、加工度の低次な産品を後背地域で流通、販売、消費させるシステムに対して新興の捕鯨企業・業界が国家の後ろ盾を得て生産—消費まで垂直統合され、広告業、製造業、輸出業、さらには軍事産業とも広く深く連鎖された大規模で全国的で植民地主義的でさえあるシステム、さらには持続可能型の捕鯨対持続困難型の捕鯨といったようにより明確に提示する必要があったのではないか。

捕鯨の舞台となった海域の相違（沿岸部対南氷洋）一つを挙げただけでも伝統捕鯨と近代捕鯨の史的連続性が無いことの指摘も含めて。

また広義の環境問題として野生生物の保全問題を考える必要、そしてその文脈でのクジラと人間の様々な関わりに対する著者の事例研究の提示は、高く評価されよう。

ただ残念なのは、日本が世界の野生生物やその部材の巨大輸入消費国であり、時には「密輸大国」と称される存在である重要な事実とリンクさせない形で「捕鯨文化論」を語り、捕鯨を擁護・推進させようとする勢力による争点操作、認識操作のカラクリへの論及が不十分なことがある。

言い換えれば、捕鯨擁護論者は、合法、非合法を含む過剰な商業利用によって深刻な危機に直面させられるに至ったアフリカゾウやタイマイに象徴される野生生物の保全問題との関連でクジラを語ることを意識的に避けて来ている。彼等によれば、クジラの問題は野生生物を「資源」として賢く利用する問題であって地球環境問題の一環として捉えられるのは、不適切であると考えられている。

その立場からすれば、日本が野生生物「資源」を持続不可能的に利用してきたという、“不都合な真実”は、沈黙の壁で守らなければならないのである。

さらに付け加えるならば日本の捕鯨業の保護・育成、温存・再建に深く関与してきた水産官僚・OBや水産族議員による「捕鯨文化論」の創作と内外への発信活動に対する貢献についてコメントが必要ではなかっただろうか。

冒頭で引用したように水産庁は「捕鯨文化論」を武器に捕鯨推進キャンペーンを、外郭団体、

水産業界、捕鯨関連自治体や一部の文化人、学者、ジャーナリストらの参加、協力を得て「国民運動」的に展開して来ているからである。

評者が注目するのは、1988年に出版されたフリーマン氏を編著者とする『SMALL-TYPE COASTAL WHALING IN JAPAN: REPORT OF AN INTERNATIONAL WORKSHOP (Boreal Institute for Northern Studies, The University of Alberta) 及び翌年に高橋順一氏を編訳者として公刊された同書の邦訳版、『くじらの文化人類学—日本の小型沿岸捕鯨—』海鳴社である。

1987/1988年の漁期は、日本政府が捕鯨モラトリアムを受け入れる一方で南氷洋での調査捕鯨を開始した年でもあった。“当時日本政府は、「日本沿岸の小型捕鯨は、規模も小さく地域に密着した生存捕鯨的色彩の強いものであり、アラスカ・エスキモー等の捕鯨と類似したものであるから、原住民生存捕鯨として認められるべきである」と主張していた。しかしIWCにおける環境保護勢力の影響は強く、この主張に理解と同情を寄せてくれる国はほとんどなく、まったく相手にもされないといった状態であった。”

(同上の邦訳版での高橋順一氏による、編訳者あとがき 201—202頁)

以上の状況を打開する上でフリーマン氏等は、大きな貢献を果たす。

この点について当時、水産庁海洋漁業部遠洋課課長補佐であった前章裕氏は第41回IWC年次会議報告で以下のように記す。

“特に昨年は、カナダのアルバータ大学のフリーマン教授をはじめとする世界的に著名な文化人類学者の協力を得て、我が国沿岸小型捕鯨はその性格よりいって原住民/生存捕鯨同様その存続が認められるべきものであるとする報告書を提出した。

同報告書により、多数の出席者が我が国沿岸小型捕鯨の置かれた実情に対し多くの同情と理解を示し、「沿岸小型捕鯨作業部会」が設立され本問題は継続審議となった。”

(勇魚 ISANA, Nov. 1989, No. 1)

従って、日本での国際作業会議の開催とフリーマン氏を編著者、高橋氏を編訳者とする上記の書物の出版とIWC会議への提出を絶好のタイミングで実現させた後援者が誰であったかについて明らかにすることは、政治と学問との関係を再考する上でも重要となる。

この点について高橋氏は、編訳者あとがき(204頁)で次のように記す。

“作業会議の開催、その英文報告書と日本語版の出版にあたっては、多くの方々のご協力をいただいた。—中略—中でも特に、国際作業会議の開催を後援して下さった国際教育交流振興財団(理事長:東力氏)、英文報告書の出版を認めてくれたポーリアル北方研究所出版委員会、われわれ参加者を激励して下さった水産庁の島一雄審議官、作業会議の実現に奔走して下さった日本鯨類研究所の長崎福三博士 —中略— には、この場を借りて心より感謝の気持ちを表したいと思う。”

島一雄氏は、当時、水産庁研究部長であると共に IWC 日本政府代表という要職にあった人物である。

また高橋氏は東力氏についてきちんと紹介していないが同氏は、太地町のある和歌山県を地盤とする衆議院議員で農林水産政務次官を務めた人物と思われる。

東政務次官は 1990 年にオランダで開催された第 42 回 IWC 年次会合に出席後、次のような興味深い報告を行っている。

“私は、捕鯨問題の根本に立ち帰り、「鯨資源の保存は重要である」という点について合意するとともに、「資源状態が許すならば捕鯨の再開は認められるべきである」という点について、各国の同意を取り付け、さらに、沿岸捕鯨の地域社会における伝統的文化的重要性、及び我が国の調査がいかに資源管理に貢献しているかを説明し、我が国の立場や考え方に対する各国の理解を深めた。

捕鯨問題は、いまや文化と文化の対立の側面を有しているが、今後我が国の主張を貫いて行くためには、鯨資源の管理のために何が必要であるかをよく考え、国際社会において言うべきことは言う、行うべきは行うとの姿勢を貫き、国際社会の理解を求めて行くことが肝要であると考えている。

そのためにも、我々政治家、業界、さらには行政が一体となって、この問題に対処して行く必要があると考えており、私の活動がその一助となれば幸いである。”

(勇魚、Oct. 1990、 No 3)

水産族議員と水産官僚と天下りした水産官僚が大きな影響力をもつ業界が形成する世界。そうした小さな「鉄の三角形」の意向と利害がいつの間にか日本全体の意見や追求すべき利益(国益)とされてしまう世界。そうした世界の在り方を問うどころか小さな「鉄の三角形」の主張と行動に正当性の根拠さえ与えようとするフリーマン氏らの姿勢に問題はないのであろうか。

客観的事実の究明を主たる任務とする学者・研究者が、現実世界とどう関わるべきか、学問の良心とは何か、といった古くて新しい問題がここでも現れているのである。

内省と問いかけという本書を貫く姿勢こそ今、求められているのではないだろうか。さまざまな意味でリフレッシュである本書を高く評価したい。

(JWCS 会報 No. 49 2007 年 4 月より転載)